

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年9月 15 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第2000060号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第2000050号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年12月1日から同年11月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成7年11月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録する必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年11月1日から同年12月1日まで

A社における年金加入状況を確認したところ厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が平成7年12月1日と記録されているが、同年11月1日から入社しているので記録の訂正をお願いしたい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る辞令、「勤務表11月分」、労働者名簿、在職証明書及び雇用保険の加入記録により、請求者が平成7年11月1日に同社に採用され、請求期間において継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主の回答及び労働者名簿の発令事項の欄の記載内容から、請求者の請求期間に係る勤務形態と現在の厚生年金保険の記録上の被保険者資格取得年月日である平成7年12月1日以降の勤務形態に変化があった事情がうかがえないこと並びに「勤務表11月分」の記載内容により、請求者は、平成7年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している他の同僚と同等の勤務状況であると認められることから、請求者は、請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと考えられる。

一方、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、現在のオンライン記録どおりの届出が行われたことが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が請求者と同日(平成7年12月1日)又は1か月前(平成7年11月1日)の同僚に自身の入社年月日について確認したところ、複数の

者が、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日より前に入社した旨回答している上、このうち、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が同年 11 月 1 日である 1 名は、入社したのは同年 10 月で、事業所から、年金等社会保険は 1 か月後の 11 月からとすると話があつた旨回答しており、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が同年 11 月 1 日である他の 1 名は、会社設立当初の時期であり、何もかも初めてのことだらけでわからない中で色々な手続を進めており遅れてしまったのだと思う旨陳述している。

さらに、事業主から提出された請求者の「平成 7 年分 給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」において、平成 7 年 11 月の給与に係る社会保険料の控除額は 0 円と記載されていることが確認でき、事業主の回答及び同僚の源泉徴収票の検証結果により社会保険料の控除は当月控除と認められることから、給与から請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、平成 7 年 11 月 1 日であると認められるが、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

また、請求期間の標準報酬月額については、資格取得時に決定された標準報酬月額が記録されるところ、日本年金機構は、辞令により俸給が月額 157,900 円である旨確認できるが、その他の手当について、賃金台帳等の資料がないため被保険者資格を取得した時点において見込んでいた額が確認できず不明である旨回答しているものの、前述のとおり、請求期間の平成 7 年 11 月と現在の厚生年金保険の記録上の被保険者資格取得月（平成 7 年 12 月）において、請求者の勤務状況に変化があった事情はうかがえないため、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により確認できる請求者の平成 7 年 12 月 1 日取得に係る報酬月額 206,400 円及び「平成 7 年分 給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」において確認できる平成 7 年 11 月分給与の差引前の総支給金額 198,400 円から、20 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間について、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000111 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000051 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年3月17日に、喪失年月日を昭和56年7月1日に訂正し、昭和55年3月から昭和56年6月までの標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和55年3月17日から昭和56年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年3月17日から昭和56年7月1日まで

A社に昭和55年3月17日に採用され、昭和56年6月30日まで定員外常勤職員(賃金職員)として勤務した後、同年7月1日付けで定員内常勤職員となりC共済組合の組合員資格を取得した。年金記録を確認したところ、請求期間の記録がなかったが、2008年10月31日付けのD社長からの回答書に記載されているとおり、当該期間は厚生年金保険の被保険者となっていたと思われる。当該回答書を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の事業主(以下「事業主」という。)から提出された請求者の人事記録及び出勤簿により、請求者が昭和55年3月17日にA社に採用され、請求期間において同社に継続して勤務していたものと認められ、事業主は、請求期間における請求者の1日の労働時間及び1か月の労働日数は常勤職員と同様であり、請求者は常時使用される者であった旨回答していることから、請求者は、請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、事業主から提出された請求者に係る出勤簿で確認できる出勤日数及び人事記録に記載された日給額から、7万6,000円であると認められる。

一方、事業主は、請求者から提出された2008年10月31日付けの回答書には請求者が政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入していた旨の記載があるが、当該回答書の作成経緯や記

載内容の根拠等は不明であり、当該回答書に記載されている内容が請求期間当時のA社における賃金職員の厚生年金保険加入に係る取扱いであったかは確認できない旨陳述しており、請求期間において請求者を厚生年金保険の被保険者とする届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったかは不明と回答しているほか、請求者が、当該回答書の作成を依頼したと陳述する職場の元上司は、請求期間より後の自身が人事を担当していた期間においては、全ての賃金職員を社会保険に加入させる届出を行っていたが、請求期間においては請求者と同じ職場に勤務したことなく、全ての賃金職員を厚生年金保険に加入させていたかは不明と回答している。

また、請求期間を含む昭和 54 年 11 月から昭和 56 年 12 月までの期間に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号は連番で欠番もない。

さらに、事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について不明であると回答しているほか、請求者は、当時の給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、請求期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録又は C 共済組合の組合員記録が確認できる同僚 15 名に照会したところ、9 名から回答を得られたが、請求期間当時の同社における厚生年金保険加入の取扱いについて具体的な回答は得られなかつたほか、複数の者は、請求期間当時、同社では賃金職員として採用された職員を必ずしも全て厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった旨回答しており、同社に賃金職員として採用されたと回答があった同僚からも自身の厚生年金保険料控除について確認できる給与明細書等の資料は得られなかつた。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はなく、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の請求期間については厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項の規定には該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 55 年 3 月 17 日であり、資格喪失年月日は昭和 56 年 7 月 1 日であると認められ、昭和 55 年 3 月から昭和 56 年 6 月までの標準報酬月額を 7 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、昭和 55 年 3 月 17 日から昭和 56 年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000038 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000015 号

第1 結論

平成 6 年 11 月から平成 18 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 47 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 6 年 11 月から平成 18 年 12 月まで

私は、20 歳になったので A 市役所で国民年金の加入手続を行い、B 信用金庫 C 支店で国民年金保険料を納付してきたが、年金事務所からの通知で、平成 6 年 11 月から平成 18 年 12 月までの 12 年 2 か月もの長期間、未納と記録されていることを知った。間違いなく国民年金保険料を納付していたので、調査の上、請求期間の記録を国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳となったので A 市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を B 信用金庫 C 支店の窓口において納付していたとしているところ、請求者の所持する年金手帳及び A 市の国民年金被保険者名簿により、請求者の現在の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳が平成 4 年 * 月 * 日に交付されていること及びオンライン記録により、20 歳以降現在までの国民年金保険料は、請求期間を除き、おおむね納期限内に納付されていることが確認できる。

しかしながら、B 信用金庫 C 支店は、国民年金保険料納付書の控え（金融機関用）は保管しておらず、国民年金保険料を納付する際に納付者が記載する納付依頼書等の伝票については保存期間を経過しているため確認できない旨回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

また、請求期間は 12 年 2 か月と長期間にわたり、金融機関及び行政機関が同一人に対してこれほど長期間の事務処理を誤ったとは考え難い。

さらに、請求期間のうち、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間については、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成 14 年 4 月以降の期間は国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏ま

えると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000106 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000016 号

第1 結論

昭和 41 年 * 月から昭和 44 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 41 年 * 月から昭和 44 年 3 月まで

大学生だった 20 歳の時に母親が A 市において国民年金の加入手続を行い、以降、国民年金保険料を大学卒業時までずっと払い続けてくれた。大学卒業後、就職のため、B 県に転居し、最後の保険料は自身で C 市内の郵便局で 3,000 円から 4,000 円程度を納付した。年金手帳は、後年、紛失してしまったが、請求期間の保険料は納付したはずなので、調査の上、記録を訂正し、年金給付に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学生時代、母親が国民年金の加入手続を行い、定期的に国民年金保険料を納付し、自身が就職時に母親から領収書を貼付した年金手帳を手渡され、請求期間の最後の国民年金保険料については、請求者自身が昭和 44 年 10 月頃、C 市内の郵便局において納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続を行い、大学卒業まで国民年金保険料を納付してくれたとする請求者の母親は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができない上、請求者は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、母親から受け取ったとする年金手帳を紛失したとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び母親による国民年金保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、請求者は母親が A 市で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号が新規に付番される払出事務が行われていたが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに請求期間において A 市で払い出された国民年金手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこ

とから、請求者の国民年金の加入手続は行われていなかつたと考えられ、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、A市の担当者は、同市における国民年金保険料の納付方法について、請求期間当時は印紙検認方式であり、納付書方式になったのは昭和49年4月からであった旨陳述しており、請求者が記憶するように年金手帳に国民年金保険料の領収書を貼付することはできなかつたと考えられる。

加えて、請求者は、請求期間の最後の国民年金保険料について、A市からC市に住民票を移転した直後の昭和44年10月頃にC市内の郵便局で3,000円から4,000円程度を納付したとしているが、納付時に使用した納付書の郵送元は不明としている上、昭和44年1月から昭和45年6月までの保険料は月額250円であり、仮に3,000円から4,000円程度の額を納付したとすると国民年金保険料の12か月分から16か月分の額となり、納付したとする時点で一年分以上の未納があつたことになり、大学生時代にA市において母親が定期的に国民年金保険料を納付していたとする請求者の記憶と一致しない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2000125 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2000014 号

第1 結論

平成 12 年 * 月から平成 13 年 4 月までの請求期間、平成 13 年 12 月から平成 15 年 1 月までの請求期間及び平成 15 年 3 月から平成 17 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 55 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 12 年 * 月から平成 13 年 4 月まで
② 平成 13 年 12 月から平成 15 年 1 月まで
③ 平成 15 年 3 月から平成 17 年 5 月まで

請求期間①、②及び③について、国民年金保険料の納付記録がないが、私が 20 歳に到達した平成 12 年 * 月頃に母が国民年金の加入手続を行い、その後、各請求期間当時に母が保険料を納付していた可能性があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、自身で国民年金保険料を納付することはできなかったが、20 歳に到達した頃に母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた可能性があると陳述している。

しかしながら、オンライン記録により、請求者が 20 歳に到達した平成 12 年 * 月 * 日付けの国民年金の資格取得については、同年 * 月 * 日に、請求者側の届出によるのではなく行政が職権により適用処理していることが確認できる。

また、請求者の母は、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料を納付したかについては明確に記憶していない旨陳述している上、オンライン記録によると、請求者の両親も、当該期間に係る国民年金保険料は未納と記録されている。

2 請求期間②についても、請求者は、自身で国民年金保険料を納付することはできなかったが、当時、母が納付していた可能性があると陳述している。

しかしながら、請求者は、平成 13 年 12 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金の加入手続を行っていないと陳述している上、オンライン記録によると、請求期

間②については国民年金への加入勧奨が複数回行われているものの未加入であることから、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の母は、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料を納付したかについては明確に記憶していない旨陳述している上、オンライン記録によると、請求者の両親も、当該期間に係る国民年金保険料は未納と記録されている。

3 請求期間③についても、請求者は、自身で国民年金保険料を納付することはできなかつたが、当時、母が納付していた可能性があると陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間③に係る国民年金の資格取得（平成 15 年 3 月 1 日付け）は平成 18 年 10 月 3 日に処理されていることから、請求者は、請求期間③当時は国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を請求期間③当時に納付することはできない。

また、請求期間③のうち平成 15 年 3 月から平成 16 年 8 月までの期間については、上記資格取得処理日（平成 18 年 10 月 3 日）の時点で国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の母は、請求者の請求期間③に係る国民年金保険料を納付したかについては明確に記憶していない旨陳述している上、オンライン記録によると、請求者の両親は、当該期間に係る保険料について、平成 15 年 3 月分から同年 8 月分までは未納、同年 9 月分から平成 17 年 5 月分までは、同年 10 月 17 日に一括して納付したと記録されている。

4 各請求期間当時、請求者の住所があつた A 市は、国民年金に関する記録は平成 21 年 8 月に全て社会保険庁（当時）に移管したため、請求者の国民年金保険料の納付について確認できる資料は保管していない旨回答している。

また、請求期間①、②及び③は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間である上、請求期間②の一部期間及び請求期間③は、平成 14 年 4 月に国に収納事務が一元化された後の期間であり、年金記録管理の強化が一層図られていた時期であることを踏まえると、各請求期間に係る年金記録に過誤が生じる可能性はきわめて低いと考えられるほか、請求者が各請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料、周辺事情も見当たらぬい。

これらを総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000097 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000052 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から平成 10 年 3 月 6 日まで

A社(以下「事業所」という。)において厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際とは異なる金額に引き下げられた可能性がある旨の文書を、平成 22 年 10 月に日本年金機構から送付されている。請求期間の給与額は、年金記録にあるような低い給与額であったことはなく、標準報酬月額の変更届を提出した覚えもないで、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 9 年 10 月の確認印が押された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(以下「決定通知書」という。)及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初 34 万円として届出が行われていたところ、事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成 10 年 3 月 6 日)より後の同年 3 月 9 日付けで、請求者の被保険者資格喪失処理とともに、平成 8 年 10 月及び平成 9 年 10 月の定時決定記録が取り消された上、請求期間の標準報酬月額が遡って 34 万円から 9 万 2,000 円に減額処理されていることが確認できる。

一方、事業所に係る法人登記簿謄本によると、請求者は、減額処理が行われた日を含めて事業所設立当初から同社の代表取締役であったことが確認できるほか、請求者は事業所には従業員がないので社会保険関係の届出はすべて自分で提出していたと回答しており、上記の決定通知書には請求者の氏名が確認できる印鑑の押印が確認できることから、請求者自身が社会保険関係の届出等に直接関与し、その権限を有していたことは明らかである。

また、請求者は、社会保険料を会社の口座引き落としで払っていたが、口座から落とせないことが出てきたので遅れ遅れで払っており、社会保険料を払うことがきつくなつたので、社会保険事務所(当時)で社会保険の適用から外れるための話をした旨陳述しているところ、請求

者が提出した領収日が平成 10 年 3 月 31 日の手書きの保険料領収証書には、「納付目的年月：07 年 01 月」及び「延滞金 2,200 円」の記載が確認できることから、事業所では請求期間以前から保険料の滞納があったことが推認できるとともに、当該領収証書において納付された保険料額が、標準報酬月額 34 万円である被保険者 1 名の 1 か月分に見合う保険料額（8 万 8,264 円）より相当に低い金額（5,636 円）であることを踏まえると、事業主である請求者の標準報酬月額を遡及して減額することによって、保険料の滞納額が縮減された後に不足分の保険料を納付したものと考えられる。

さらに、請求者は、事業所における被保険者資格を喪失した後に、政府管掌健康保険（当時の任意継続被保険者となる手続をしている旨陳述しているところ、全国健康保険協会 B 支部の回答によると、請求者は、事業所が適用事業所でなくなった日に任意継続被保険者資格を取得しており、任意継続被保険者であった期間の健康保険料を算定するための標準報酬月額は、減額後の 9 万 2,000 円であったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、事業所における請求者の標準報酬月額の減額処理が事実に即した処理ではなかったとしても、請求者は同社の代表取締役として、自ら厚生年金保険に係る事務執行の責任と権限を有していたことは明らかであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。